平成２３年（フ）第３３２６号
札幌市西区山の手３条11丁目１番30号　ペアシティＢ―202号
債務者　阿部　伸幸
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６０号
京都市山科区小山姫子町19番地の30
債務者　宮田　重行
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５２１号
大阪市生野区新今里６丁目２番20号
債務者　岩成　幸眞
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７７号
堺市北区北長尾町１丁２番21―303号
債務者　松田　和信
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊浦　伸隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４９号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―502号
債務者　北浦　淑男
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊浦　伸隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６７号
大阪府柏原市大字高井田46番地の28
債務者　古澤金物製作所こと　古澤　照夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊浦　伸隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
茨城県笠間市市野谷1481番地80
債務者　関　　和彦
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　敏博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目51番７号
債務者　西條　智枝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　優宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５７５号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目21番７号　クオリティハイムアクア203
債務者　木村　正明
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　朋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１号
札幌市白石区平和通２丁目南６番４号
債務者　條野　勝治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　裕次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９５号
岐阜市黒野南４丁目126番地、申立時の住所　岐阜市北一色６丁目12番12号
債務者　杉江　克尚
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
岐阜市黒野南４丁目126番地、申立時の住所　岐阜市北一色６丁目12番12号
債務者　杉江　清子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
愛知県刈谷市恩田町３丁目153番地２
債務者　中村　正美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４００号
千葉県四街道市鹿渡518番地２
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０１号
千葉県四街道市大日1792番地38　若葉住宅19号
債務者　山崎　静子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０８号
千葉県四街道市栗山1075番地19　アーバンイースト201
債務者　奥　　覚
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４１５号
千葉県白井市南山１丁目９番３棟101号
債務者　佐々木久光
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部